

令和6年度 第2回湯河原町宿泊税検討委員会 議事録

日時：令和7年1月29日（水）

午前10時02分～午前11時44分

場所：湯河原町役場第2庁舎3階

第1～3会議室

〔出席者〕

宿泊税検討 委員会委員	石田浩二、西山正一、室伏学、高橋延幸、村上一夫、丸塚順子、山下真輝、 政所利子、田邊敦、森安亮介
町（事務局）	鈴木参事兼地域政策課長、中村地域政策課副課長、宮下観光課長 狩野税務収納課長、山田税務収納課副課長、寺嶋税務収納課主事

〔内 容〕

1 開 会

【事務局】

皆さん、おはようございます。定刻若干過ぎましたが、まだ見えられていない委員さんもおりますが、ただ今から第2回湯河原町宿泊税検討委員会のほう開催させていただきたいと思います。

本日は、まだまだ1月中ということでお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

私は湯河原町役場政策グループの鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

改めまして、各委員の皆様に関しましては、宿泊税の導入に関するご議論の程、ぜひよろしくお願いいたします。

また、前回会議の際、所用によりご出席いただけなかった委員の皆様も本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございます。改めましてのご紹介は省略させていただきますが、次第の次に委員名簿がございますので、そちらでご紹介に代えさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、山下委員長のほうより、これより先の議事進行をよろしくお願いいたします。

2 議 題

(1) 宿泊税導入に関するアンケート結果等について

【委員長】

皆さん、おはようございます。

それでは、これから進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まずはご覧のとおり、委員 8 名が出席されていることから、要綱第 6 条第 2 項の規定により、委員会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議題の 1 番目「宿泊税導入に関するアンケート結果等について」事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

…資料No. 1 に基づき説明。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは、宿泊税導入に関するアンケートについて、何かご意見、またかなりボリュームがありましたので、ご質問があればお願いします。

【委員】

アンケート結果についてというよりは、宿泊税全般に関することなんですけど、現在の入湯税は、鉱泉浴場に入湯する入湯客からのみ徴収することになります。また、入湯税の用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興に要する費用に充てることとされています。

しかしながら、実態として鉱泉源の保護管理施設の整備に使われている割合は、ごくわずかであろうと認識しております。

入湯客ではない宿泊客に、地方税を負担していただいていない現状に合理性はないと考えております。民泊利用者ですとか、キャンプ場利用者も含めて、住民以外で町内で夜間も含めて、長時間を過ごす中すべてを課税対象とすることが有効であると考えています。入湯税を撤廃して宿泊税に一本化することも検討されるべきと思っております。

一人一晩あたり利用料金に下限なく、例えば 400 円、一人 5 万円以上のご利用の場合には、1,000 円を定めると仮定してみますけど、仮に入湯税を継続するのであれば、入湯税を負担する入湯客の宿泊税は入湯税分の 150 円を差し引いて、250 円にするといった設定を、また、私たち旅館協同組合は災害時の宿泊受け入れ、総合計画策定、梅の宴実行委員会、やっさ海水浴行事実行委員会、農業委員会、観光立町推進会議、行財政改革推進委員会、温泉委員会、防災会議、国民保護協議会、デジタル化推進会議と様々な行政運営に多くの分野で協力をしております。かつて町内の宿泊施設は、寮保養所組合、民宿組合、旅館協同組合のいずれかに加盟しておりましたけれども、残念なことに現在は、どこにも加盟しない、何も負担しない、何も協力しないアウトサイダーの宿泊施設が増えてきてしまっております。

そこで、旅館協同組合に加盟する宿泊施設の宿泊客は、入湯税分の 150 円を差し引いた宿泊税 250 円からさらに 50 円減免して、200 円に設定するといった考え方を希望いた

します。結果的に入湯税を負担しない方の宿泊税は 400 円、旅館協同組合非加盟施設の宿泊客で入湯税を負担する方は宿泊税 250 円と入湯税 150 円の合計 400 円、旅館協同組合加盟施設の宿泊客は、宿泊税 200 円と入湯税 150 円の合計 350 円、5 万円以上の宿泊客は、宿泊税 1,000 円から 150 円と 50 円の計 200 円を減額した 800 円と入湯税 150 円の合計 950 円にするといった設定を希望いたします。

入湯税、宿泊税の用途を明示すべきということも申し添えまして、以上意見でございます。

【委員長】

制度の話は、また別にやるんで、今いろいろと細かい話があったんですけど、ちょっと逆に、せっかく今お話しされたんで、その宿泊事業者さんのアンケートと今回宿泊客のアンケートがあって、少しギャップがあるわけですけども、これに対してどのような認識を持たれるのかなと、例えば先ほど宿泊税を誰から取るかとか、金額の話があったんですが、宿泊客は宿泊税が導入されたとしても、それが行き先の変更にならないという声が多いわけです。だから、それであればわざわざ下げる必要ないんじゃないのっていう意見もあるんですよ。

それは、事業者さんは、宿泊税が導入されると影響があると思っているんだけど、宿泊者は思っていないわけなんです。だからこの認識もギャップがあるので、ここはちょっとしっかり捉えないと、根本的には税収がないという町の大きな問題があって、その観光予算もないだけじゃなくて、町の行政運営も今お金がなくて困っているという状況の中で、ある意味苦肉の策で宿泊税を導入しようとしているわけなんで、取れるんだったら取ったほうが良いわけですよ。

宿泊施設さんも宿泊客に影響がなかったら取ったほうが良いじゃないですか。だからそこは、もう少し丁寧に、すり合わせたほうが、私は良いなという気がするので、まずアンケートで見たときに、今後この内容を、この委員会の中の共有だけではなく、温泉旅館協同組合の皆さんに、細かくフィードバックすることはしたほうが良いかなと思うんで、なんかこれは別途そういう場を作られたほうが良いと思います。じゃないと、宿泊施設さんは、それをある程度恐怖に感じているところ、導入したら減るんじゃないのと思っているみたいなのところがあるんで、宿泊者がこう思っていますよっていうことは、貴重な情報だったりしますので、ぜひここはどうですかね、宿泊者のアンケートをせっかく取られたんで、組合の皆さんにフィードバックする時間を、ぜひ取っていただいたらどうかなと思うんですが、ここは、少し細かく伝えたほうが良いかなと思いました。

さっきお話になったことは、細かいやつは後でも議論になるんですけど、できたらちょっと書面にさせていただいて、メモとしてお出しになったほうが良いと思いますんで、これちょっと事務局のほうで受け取っていただいでですね、皆さんの声としては、大事な声なんで、これを無視するわけにはいきませんから、ただまあ、ちょっと認識のギャ

ップが、私はお客さんマーケットと事業者さんの間ではあるんで、そこを詰めていく必要があるなと思って、今お聞きしておりました。

ちょっと後で、制度のところでお話をしたいと思いますので、ありがとうございました。

【委員】

アンケートについてコメント、感想を言わせていただければと思います。

私は専門が経済学で、アンケートや定量データを30年にわたって追跡するというようなデータの設計している者なんです。すいません。ちょっとマニアックなコメントになるかもしれないんですが、2ページの調査概要のところの回答数16件というのが、素人というか住民視点としては、小さいように見えてしまうと、あと宿泊者も35件というところで、このあたりも、多分このアンケート公開されると思うんですが、される場合には「少ないんじゃないか」というコメントがきそうだなというところですね。

そういう意味では何点かあって、回答率10%が少なく見えるけれども、まず少ないのかどうかです。仮に今までやってきたアンケートの平均が10%ぐらいであれば、いやいや少くないよという返しもありえますので、この10%の回答率をどう見るかということが一つ、それから、湯河原にある宿泊事業者全体のうち、回答してくれた事業者さんがどれぐらい偏りがあるのか、事業者の規模数や客室数がありますが、偏りが全くなく全事業者のうちランダムに16件あれば、仮に回答数が少なくても統計学的にはOKになります。ちょっとマニアックですが、スープとか味噌汁の味見をして、全部飲まなくても、ちょっと飲んだら均等に混ざっていれば味は変わらないのと同じで、均等であれば少なさはあまり問題にならないので、この回答者のバイアスというんですが、サンプルバイアスがどれくらいかっていうのが、極めて大事ですので、もしこれ少ないよって突っ込まれるのが、あれであれば、バイアス的にはあまりないよって返すカウンターもありうるかなというところです。

もう一つのバイアスというか偏りが、宿泊者のほうでして、二つ偏りがあると思います。

一つが実施日です。経済学にも観光経済学という領域があって、それによると繁忙期と閑散期によって消費者行動が変わると言われています。恐らくこの時期は、年末なんで繁忙期の方は、冬休みや年末しか動けない方は、多少金額が100円、200円上がろうが、絶対にそこしか行けないので旅行をします。でも、閑散期の方は、いつでも旅行ができるとか、湯河原じゃなくてもどこでも良いみたいな方からすると、少しの金額のずれであっても金額に大きく反応するといったことが知られています。

専門的には、観光需要の需要曲線の単価当たりの弾力性って、ちょっとマニアックな価格のあれがあるんですけど、金額によってどれぐらい宿泊したい消費者行動が変わるかっていう傾きが時期によって変わるということです。

ですので、1,000 名に調査されるというのは、非常に素敵だなと思ひまして、その時期もできれば閑散期に取るのが大事かなと思ひます。

もう一つのバイアスが、湯河原に來ている方にアンケートをしているので、本來的には來ない方というか、金額が高かったから來なくなるような方を、うまく捕まえてアンケートをすると、比較によって何円かとかも見えてきますので、そのあたりも 1,000 名調査の中で、もし項目とかがまだ間に合うのであれば、想定質問とか仮想質問っていうんですが、「旅館 A、旅館 B、旅館 C があって、どれに泊まりたいですか？」っていうもので、消費者行動を探るというのもありますので、そうしたことをするのも一案かなと思ひます。

【委員長】

宿泊事業者向けのは、もちろんパーセンテージでいうと決して高くないのかな、できれば 30% くらいになったほうが良いかなと思ひますし、あとは価格帯とかバランス良く取られているかどうかですよね。極端に安い所ばかりだとそっちに引っ張られてネガティブな意見が増えるので、ちょっとミスリードするんですけど、だからバランス良く、安い所から大きい所まで回答していただいているんだったら、それで良いと思うんですけど、そこは検証されたほうが良いかなというのと、第 2 のグーグルフォームでやっているんだったら、第 2 弾でやるのか、もしくは民営のほうに相談して回答数を増やすとかそれはあっても良いかなと思ひますね。

ただ結果はですね、割と想定範囲内なので、別に増えてもアンケート数が少ないからといって特殊な回答はないなというのは、なんとなく一緒です。もう全国で同じようなやつをやっていますから、回答は大体こんな感じになっています。

だから内容を見て、別に違和感はあまり感じないというか、大体こんな感じだよっていう内容なので、突拍子もない回答がないので、ぎりぎり良いかなとは思ひますけど、とはいえ仮に公開されたときに、「たった 10% の人の声じゃないか」って言われる可能性もあるんで、そこは今ご指摘があったように、どうやれば良いかというのを事務局でもご検討、もしくは旅館組合さんに協力していただいて、ちょっと第 2 弾をやるとか。

【委員】

対象施設が 154 件っていうのは、ちょっと多いような気がするんですけど、旅館組合は 70 件しか加盟されてないので、この倍以上はどこなんですか。

【事務局】

これは小田原保健福祉事務所に登録されている旅館だけではなくて、簡易宿所や民泊も含めた全ての件数になっています。

【委員】

実質廃業済みのところも多く含んでいるっていう解釈ですか。

【事務局】

そうですね。小田原保健福祉事務所に廃業の届けが出ていなければ、全てに私どもの書類はお送りしております。

【委員】

そのうち、どのぐらいが相手に届いているかというのは把握なさってないですか。

【事務局】

届かずに送付物が戻ってきたのが、今手持ちに資料がないんですけど、数件はございましたけれど、それ以外は全て届いてはいる状況です。

【委員】

今、委員長がお客さんと事業者の乖離があると言いましたけど、300 円以下だとあまり乖離は無いんじゃないですか。

【委員長】

乖離というか大きな乖離は無いですよ。

【委員】

200 円だったら、両方とも良いんじゃないのって。

【委員長】

そうです、そうです。ただ心理的なちょっと宿泊者さんが思っていることが、事業者さんにどう届いているのかっていうところで。

【委員】

両方とも 200 円や 300 円なら良い、500 円以上になるとちょっと気になるねっていうのが、共通の認識ということで、乖離しているとは思えないんだけど。

【委員長】

私が言いたかったのは、このアンケートというか、さっき委員がおっしゃった宿泊事業者さんが、いろいろこうしてほしい、ああしてという意見が、若干この実態とのギャップがあるかなということを、ちょっと感じたということです。

ただ実際は、おっしゃったように事業者さん自体もこのくらいだったら許容できるんじゃないのっていうことで、導入に大きく否定されている方はおられないんで、その意味でのギャップはないのかなと思います。

【委員】

先ほど、委員長が想定の範囲とおっしゃったので、3ページの図を見ますと、このバランスを見ますと、かなり湯河原の縮図になっていまして、旅館の関係が12件とか、宿泊の客室数とか、ほとんどバランス的に多分、今湯河原温泉の旅館の形態が、こういう感じだのと、僕らが見るとそう見えますね。

それで、ある程度少ないですけどアンケートとしては十分じゃないのかな、もし足りなければ、今日旅館組合青年部の新年会がありますので、もっと参加するように彼らにもう一回プッシュしてみます。

あと、これ一つ気になったのは、町に税金が足りないから、少ないから、この宿泊税を導入するんだということは、あまり前面に出すと話がおかしくなってしまう、要するに旅館業者が、多分箱根でも熱海でもなかなかこれに協力しないのは、入湯税というのが明らかに細分化されていないということで、箱根はもう難色を示しちゃって、「町に騙されたから、やらないよ」っていうのが箱根のものの考え方なので、この辺を明確にしっかり入湯税、宿泊税はこういうものに使われていますっていうふうにしていかないと、多分全面的に税金が足りないからっていうふうにすると、じゃあ協力しないようになっちゃうし、ある程度みんな一緒にやっていきましょうっていうスタンスをとったほうがなんか良いような気がする話なんで、ちょっと気になったんで、すいません。

【委員長】

ありがとうございます。

前提としては、人口減少でこういう交付団体は、ほぼ6割7割が国からの地方交付税交付金で賄えられていて、人口がどんどん減っていったら、人口の標準課税税率っていうか需要額にこう、上限が人口によって決まってくるから、どんどん歳入が減るんですよ。だから観光振興どころではないっていうことにもなりかねないんで、その危機感は事業者というか、住民は共有する必要が、前提としてはあるとは思いますが、ただおっしゃったように、これも多くの地域で紛糾しているのは、宿泊施設さんが入湯税問題で強力にアレルギーを表明されているんで、まあ宮城県とかもすごくもめていますんで、だから、そこはもう避けて通れない、入湯税がどうなっているのかということに関しては、やっぱり説明しないとちょっと突破しないという問題がね、やっぱりあるのは否めないという気はします。

一応今、大事なポイントをおっしゃったんですけど、これを見る限りバランス的には違和感ないよねという意味では、なんとなく事業者さんの民意は反映している可能性が

高いなということなんですけども、とはいえというところで、もう少し回答率が上がったほうが、事業者も多くの方が反映しているよねっていう、これも心理的な問題でしょうから、ぜひこれはご協力いただけると、より説得力あるデータになるのかなというふうに思いました。

【委員】

私のほうも一点だけ、事務局に質問なんですけど、先ほど説明がありました、ご意見もありましたサンプル数についてなんですけど、この後ウェブアンケートを並行作業はされているというのが説明にありましたけれど、そのこともう少し説明してもらっても良いですか。

【事務局】

ウェブアンケートの取組を行っていきまして、サンプル数千で、先ほど委員からご意見もあったように湯河原にそもそも来たことがある方、来ない方という分けもしております、価格帯ですとか、ある程度もう少し広く意見を取ればという形で、今進めているところではあります。

【委員】

そうすると、ちょっと具体的に期間、それから方法、何か仕組みを、もうちょっと具体的に説明したほうが良いかなと思います。

【事務局】

繁忙期、閑散期なんて話もありましてけれど、2月中に1,000人のウェブアンケートの実施を予定しております。

【委員】

2月中、梅の宴と並行してということですね。

【事務局】

そうですね。ただ、ウェブですので、湯河原町に来られないという方も多く含まれるのかなと、ただ半分は湯河原町に来たことがある方のご意見を拾いたいという形で進めております。

またウェブアンケートですので、ネットのアンケートサイトに登録されている方で、対象は基本的に関東圏とかがメインで、そのウェブサイトでアンケートにご協力をいただいている方を対象に1,000人程度で募集をかける予定となっています。

【委員】

ウェブサイトはどこを使うんですか。具体的に言ってもらえますか。

【事務局】

ちょっと今事業者さんと調整をしているところです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員長】

おっしゃるように 14 ページの宿泊者向けのアンケートの、数はめちゃくちゃ少ないんですけども、48.6%神奈川県民、34%が東京都っていうのは、割合的には皆さん肌感として違和感はないですか。こんな感じですか。

はい、分かりました。

あと、さっきご指摘があった時期によってというところ、繁忙期、閑散期というのは少し影響する可能性はあるなと思いますし、ちょっと他県と違う、圧倒的に違うのは、やっぱり地元の方とか近隣の人たちの奥座敷というか、そういう普段使いで、割と自分たちの日常の延長にある、非常にそういう意味での大切な場所みたいに思っていらっしゃる方が多い場所だと思いますので、圧倒的に他の観光地とは、ちょっと様子が違うのかなと、そういう方々が宿泊税にどういう反応を示すのかというのは、気にはなっていましたけど、これを見る限りは、かなり容認されているのか、まあ世の中の空気がそうなっているのかなというのが印象的でした。

とはいえ、ウェブアンケートでどれくらい変わってくるかというのは見たいなと思います。

また、その辺が出てきたら、ちょっとさっきの統計学的な視点も、専門的にご指摘いただけると助かりますんで、よろしくお願いいたします。

【委員】

あと、先ほど対象施設数 154 件が多いじゃないかって話があって、これは非常に大事だと思いますので、実際に稼働している事業者分の 16 であれば、単純に倍に回答率 20% になるので、その分母をどう置くかっていうところもアンケートの余地、それからもしアンケートが少ない場合には、3 人とか 3 事業者でも良いんですが、定性インタビューですね、先ほど委員長がおっしゃったように、これを見た人の納得感が大事なので、少ないじゃないかって、突っ込みはどこまでやってもきりがないので、少ないことは我々認識しています。だから、定性インタビューですごい深掘りした結果、宿泊税によってこんなふうにビフォーアフター変わるんだ、もしくは変わらないんだということを、セ

ットでやりましたというのがあると、納得感は上がるのかなと思いました。

事務局側の仕事を増やしてしまっていて、なんかすいませんけれど、一アイデアとしてどうかと思います。

【委員長】

では、アンケートのほうは大丈夫ですかね。

いったんもう少し増えると思いますけど、そこは次回の会議で確認できるかなと思います。

では、また適宜資料を見て、思いついたことがあれば、事務局のほうにお伝えいただければと思います。

(2) 湯河原町宿泊税制度（案）について

【委員長】

それでは、次の議題にいきたいと思うのですが、2つ目の宿泊税の制度（案）について、事務局からお願いいたします。

【事務局】

…資料No.2に基づき説明。

【委員長】

はい、以上でございます。

こちらの表のほうで、他の自治体との比較っていうのが、一番右側が湯河原があるんで、これも見ていただきながらっていうことなんですけども、先ほど委員がおっしゃったポイントがあったと思うんですが、まずちょっと全部記憶にまだないんですけど、ただ対象施設に関しては、民泊も含めて全部取りたいという、まずそこはクリアになっています。

【委員】

キャンプ場もですね。

【委員長】

キャンプ場も含めてですね。だから、宿泊施設に該当するものは、キャンプ場も含めて全部取ると、これは福岡も一緒なんですけど、一応制度としてはそう考えていますということですね。

それから熱海と違って段階的にしようという案ですが、これに関してはいかがですか。

【委員】

私が先ほど申し上げたのは、5万円以上、5万円未満、その段階ですね。

【委員長】

じゃあ、まだここは少し詰めてほしいって感じですかね。

【委員】

はい。

【委員長】

ここは、また事業者さんの声をもう少し丁寧に聞く必要があると思いますけど、一旦町の制度としてはこうですよということと、あと免税点を設けないということは、これは一応施設さんの声もそうだったんで、それは良いかなと思いますのと、あとここは修学旅行生というのはほとんどないでしょうから、その懸念はないかなと思いますので、そこは良いのかなと思いました。

あとは、税収額がシミュレーション上は、1億8千万円くらいですと、これでですね。これでまた、一律にしたらもっと下がりますし、ちょっと参考までに、入湯税は1億3千万円くらいですか、ざっくりと。

【税務収納課長】

現在、9千万円を超えるくらいで、ここ何年か1億円切った状態になっています。

【委員長】

そうですか。ありがとうございます。

あと、ちなみにふるさと納税はどのくらいありますか、4億円か5億円くらいですか。

【事務局】

6億円くらいです。

【委員長】

6億円くらいありますか。そうですか、分かりました。

ふるさと納税も完全に宿泊税と同じように、地方交付税交付金の金額の計算に入らない、本当に上積みができる自治体としての歳入になるんですけども、そういう意味で、今入湯税が9千万円くらいに下がっている中で、宿泊税を導入するとプラス1億8千万円ということで、一応今のところの制度は入湯税も取りますよとなっていますけど、これに関してはどうですか。

【委員】

入湯税を残すのであれば、入湯税分を差し引いて、入湯税を負担している方と負担していない方と差をつけて、総額で同等にしたほうが良いかなということです。

【委員長】

入湯税は残したまま宿泊税を導入するということに反対する理由というのは具体的にあるんですか。

【委員】

差をつけないのであれば、鉱泉浴場施設があるか、なしかで大きく差がついてしまうので、そこはあまり差をつけずにということです。

【委員長】

そういうことですね。ありがとうございます。

入湯税としての財源の、先ほど9千万円という話が出ましたが、その9千万円で温泉の管理とか、それ以外にもいろんな使途が、多少多岐にわたりますけども、その9千万円を財政的に残しながら、宿泊税を増やしたほうが、いろんなことができるんじゃないかと普通は思うんですけど、そこはどうですか。

【委員】

入湯税を残したまま宿泊税を増やすのは良いんですけど、入湯税を負担していない方には多く負担してもらいたいというのが希望です。

【委員長】

そういうことなんですね。分かりました。

【委員】

観光協会の立場から言わせていただきますと、それは理事長のおっしゃるとおりで、町からお金をいただいているのが、入湯税が入った中から負担金など補助していただいているんですけども、イベントごとをやるのにかなりの労費がかかっているんですね、実際に。そこには観光協会としての予算も当然支出しておりまして、で、いただきながら、それもだんだん削られてきてはいます。我々も入湯税頑張らなければいけないんですけども、イベントごとに対して入湯税払ってても、払ってなくてもコマーシャルできちゃいますから、観光協会としては、協会に入っていないからパンフレットはいただいている体なんですけど、そういう所にも、当然恩恵を受けているわけですから、理

事長がおっしゃるとおり、やっぱりここで見せしめではないですけど、当然協力してくださいという願いは良い機会ではないかと思います。そこで何かガタガタ言うようでしたら、観光協会にお入りくださいとか、旅館協同組合にお入りいただいて、皆さんと一緒にやっていきたいと思いますので、そういう所のご理解をいただかないと、今度うちの前のカシオ計算機さんが民泊になったんですね。で、シンガポールの方が来られて、すごいお金かけてますけれども、そういうところも、しっかり町は勇気を持って取りに行くべきだと、僕は思います。

【委員長】

いわゆるフリーライダーの人たち問題の感情論は、一旦横に置いておいて、宿泊税というのは、あくまでも宿泊施設さんが払うんじゃないですよ。その宿泊者が払うお金なんで、そういう視点で制度が整合性があるのかと思ったら、ちょっと良いかなと思いますということで、これは最後決めるのは、この委員会をどうとおしていくかっていうのは、地域の皆さん、特に宿泊事業者さんの声が重要かなと思いつつ、一旦、多くのところでも聞きますフリーライダーの人たちの話を聞くんで、ただその感情論を横に置きつつ、宿泊者が払う税金であるということです。宿泊施設が払うんじゃなく、ただ特別納税義務者なんで、町に代わって徴収するというので、その分のコストは、ここでは3%ですね、3%のシステム整備補助金とかもありますけども、一番この大きい表の一番右側を見ていただくと、特別徴収交付金ですね、これが一応3%で、これが福岡とかだと2.5%ですので、導入後5年間は3%にして段階的に減らそうとしていたんですけど、湯河原としては3%ということです。3%ってどれくらいかというのと、納めている額の3%です。

そういうのと一応、例えばシステム整備事業で、この機会だからPOSレジとか、入湯税とか宿泊税の自動計算ができる簡易な設計システムとか、そういうDX化をこれで進めていけば良いと思うんで、そういうのでフォローがされるんだろうなと思いつつ、一応宿泊施設さんのメリットになる施策がかなり多くはなると思いますので、その辺を含めて、さっきの感情論的なものとの折り合いをどうつけるかなというところ。

【委員】

箱根も感情論ですよ。

【委員】

箱根は感情論です。

【委員】

基本的には、強い感情というか、取らないところから取れということではなく、この

機会を逃すと、ずっと野放しになっちゃいますよっていう理屈の感情ですので、そういうご理解をいただければよろしいかと思います。

【委員】

委員長、一つお願いというか、考え方なんですけれども、支払うお客様から、一番シンプルにやる方法は、例えば 300 円を宿泊税にして、その中にインクルードした入湯税 150 円がある、そうすると全体のお客様から 300 円という形で、入湯税を中に入れちゃったほうが分かりやすいのかなと、徴収側も、支払う側も多分、分かりやすいのかなという提案が、我が組合の考え方ということですね。

その金額を 400 円、500 円の設定は、これは考え方ですよ。これは今後の議論という形で、徴収義務をして納期限納付をしたところに対して 3% というのは、組合に対してだけなのか、個人事業主にも支払うのか、そういうところをしっかりとっておかないと、多分支払うことに対して、町はいろいろと問題が出てくるんじゃないのかな。どうなのかな。以前、組合に報奨金を出していたけど、それがだめになった経緯が、過去に町はあったと思うんです。それを組合の手数料という形で、以前入湯税の納入に関して調べると、町はそれがだめになりました、税法上という形があったので。そこまで、ちゃんと調べられて、これを出されているのかどうか、教えてください。

【委員長】

今おっしゃったのは、個人事業主に対する補助金ですか。

【委員】

宿泊施設というのは、個人事業主にもですか、それとも各組合に対してですかという質問です。

【委員長】

多分、これは個人事業主に対してもじゃないですか。
特別納税義務者に対して、全てです。

【委員】

それが、合法的に大丈夫ですか。それ確認していますか。

【委員長】

民泊に対してもやっていますので、他のエリアも民泊からも取ってますから、民泊はほぼ個人事業主が多いですから、それはやっていますね。

【委員】

さっき他の委員がおっしゃったように、「みんなでやろう」というスタンスなんで、できれば組合とか協会を経由して、報奨金を払うとか、納入していただいたほうが、本来そのほうが一番分かりやすいと思うんですね。

【委員長】

それもあるし、宿泊税を増やすことによって、大事なことは、宿泊者を増やす施策をやらなければ意味はないんで、結局日帰り客を増やすことは、意味がないとは言いませんけれども、はっきり言って歳入にならないんですよ。

だから、今回の施策は宿泊客を増やす、ベッド数イコール歳入になるわけですから、宿泊施設さんが投資をしたりとか、新しく増築するとか、そういうことになったら、すぐ税収なわけですよ。ということは、いわゆる組合の活動に対する支援を、この宿泊税でやったら良いわけです。そのいろいろなさっきの感情論もありますけど、観光協会さんに対しても、結局組合に対しても、宿泊客を増やす施策をやられる活動する団体なんで、そういう経由するとかっていうと事務手数料で事務が大変だと思うんですけど、宿泊税を使って、活動資金が増えたら良いじゃないですか。

だからそこは、さっきのこれを機会に見せしめ的にやるということもあるかもしれませんが、宿泊税が増えることによって観光協会、旅館組合の活動費が普通に補助金として増えれば、それはそれで良いのではないかなと思うんですけど。

【委員】

ということは、別に組合の個々にお金が必要じゃないんです。今委員長おっしゃったように、観光協会費、あるいは旅館組合費その活動費としてあてがっていただくと皆にお金が回っていくという考え方なんで、別に個々にお金が必要じゃないんです。だから、この納入額の3%っていうのが、間違いなく毎年の納付額の分だけ、観光協会費にあてがうとか、組合費にいくらかというような形で、そういうふうにしていただいたほうが良いんじゃないかと、それは別に入っていない人たちを迫害するわけではなくて、湯河原町全体の底上げということを考えれば、そのほうが的確なお金の使い方じゃないかなと思うわけです。

【委員長】

この特別徴収交付金っていうのは、徴収した人に対しての事務手数料なんで、それぞれにいかざるをえないのかなと。なので、これとは別に、それぞれの団体がより良い活動をしていただくための活動費として、例えば長崎とかは税収のかなりの割合をDMOに渡すというようにしていて、長崎国際観光コンベンション協会の活動に6割ぐらいをドンと入れるっていうふうに、確か市長が明言されてましたんで、だから観光協会さ

んにお金をドンと渡しますっていうような、これはもう制度設計なんで、そこはこの後使途の話になりますけど、そういうことじゃないでしょうか。

【事務局】

今、湯河原町では入湯税を徴収させていただく際に、旅館組合に加盟されているところにつきましては、旅館組合さんに徴収の委託という形で、ある程度お金をお支払いして、代わりに集めていただいているという表現が適切かどうか分からないんですけど、というところが一部ありまして、旅館組合さんに加盟されていないところは、個々人で銀行に行って納めるという分けになっていて、宿泊税を導入した際には、入湯税でもそういった制度を今行っておりますので、同じような形で旅館組合に加盟されているところについては、旅館組合さんに払っていただいて、その分徴収を代行していただいているということで、町から支援をするということは、宿泊税の使途の一つとして検討のかなと思っております。

その話とは別で、そもそもの宿泊税導入にかかるコストですとか、毎月の事務手続きということで、ちょっと入湯税ではやらないのかって話になってしまうかもしれませんが、今、全国的には宿泊税を納めていただいている事業者さんには、お一人お一人に対して、毎月の手間をかけたんで、この分だけ少しお支払いしますよっていうのが、今の特別徴収交付金という部分でございます。湯河原の事情もでございますので、そういった背景があるということでございます。

【委員長】

なるほど、入湯税はまとめておられるわけですね。

【事務局】

そうです。旅館組合さんのほうでまとめていただいて、納付していただいています。

【委員】

その特別徴収交付金を組合加盟施設は組合に戻す、加盟していないと直接戻すだと取られちゃうみたいに見えるんで、ちょっとそこもご一考いただきたい。

【事務局】

なので、その辺入湯税に関しては、今、この交付金がない状態で旅館組合さんに取りまとめてもらっているところがありますので、この導入の部分の交付金の配分の仕方っていうのは、ちょっと調整が必要かなと思っていきますので、また改めて、これがこのままというところでしたら、運用の仕方っていうのは、ご相談させていただきたいなと思います。

【委員】

令和9年から、小切手がほとんど廃止になりますよね。そうすると組合でまとめて、旅館さんが小切手を持って行ってたんですけど、こうなると一度組合さんに振り込むようになるのかなとか、そういった問題も出てくるんで、要するに振込手数料をかけて組合に入れて、で組合がまとめて振込手数料をかけてやるのかといった令和9年からの話も聞きましたんで。

【委員長】

宿泊税は、個々にやられたほうが

【事務局】

今おっしゃられた意見で、実際に小切手で入湯税なんかを旅館組合さんにお持ちいただいているというような現状もありまして、確かに法律が変わって、小切手自体がなかなか使えなくなってくるというところが、今後ございますので、入湯税、宿泊税ともに電子納付っていう仕組みが各自治体取り入れられている部分がございますので、場合によっては、そういった電子納付を皆様にしていただけるような支援というものを宿泊税の使途として、考えていかなければいけないのかなと、そういった納付収納に関する仕組み全般の協議も、また個々に調整させていただきたいなという部分ではございます。

【委員長】

そのオペレーションの話は、ちょっとまた次の問題なんで、ただいづれにしても観光協会さんと旅館組合さんの活動を活発化していただくために、しっかりお金を使っていただく必要があるんじゃないでしょうか。というのは申し上げておきたいなと思います。あとは、今の委員の話だと入湯税廃止というよりも、入湯税を払っている宿泊施設さんは、実質の廃止に近いですけども、入湯税を含めた宿泊税にしてほしいという意見が出ておりますので、これをどうするのかっていう、内部で納得して、それは入湯税は入湯税で、やっぱり取ろうよってなるのか、入湯税を払っている宿泊施設さんは、入湯税を含めた宿泊税という税率にするのか、これはもしかしたら免税措置になりますから、入湯税分を免税とするということになると思うんで、その制度にするのかどうかは、ちょっと議論すべきかなと思いました。

【委員】

皆さん湯河原の特性というか、他の地域と特徴が随分違う点がありますよね。

ですから、ちょっと共有化したいなと思うのが、先ほどご指摘があったように、今組合に加盟していない数とか、それから民泊の数とか、それからキャンプって言ってもそ

んなに 100 も 200 もあるわけじゃないんでその数、それから、あとは全くこれから宿泊税の対象にならないけれど、湯河原の特性としては、会員制別荘のような形で入れ替わって宿泊している人がいて、ちょっと湯河原っていうのは箱根とも、もちろん違いますが、熱海とも違う、小田原とも違うので、見込める宿泊者数っていうのを、ちょっと皆さんで共有化できたらなと思うんですけど、係数をちょっと具体的に民泊の数とかキャンプの数とか、ちょっとその辺を事務局のほうから口添えしていただけたらと思います。

【事務局】

数で言いますと、資料の 3 ページで、ちょっと大雑把な区分けで申し訳ございませんが、旅館・ホテル 98 件、簡易宿所 44 件、民泊 12 件、これが現在登録されている所でございまして、廃業の届出が出ていないけれど、実際には運営していないという所は、場合によってはあると思いますので、そういったところで若干目減りするのかなという点例えば、先ほどのキャンプを伴った宿泊施設みたいな所は、恐らく簡易宿所というところで、ご登録いただいているのかなというところになりますので、基本的にはこの数の範囲内に宿泊税を納めていただく事業所さんというのはあるものというふうに認識しております。

あとは、個々に事業者登録していただく際に、うちは登録するのか、しないのかですか、場合によっては町の職員がまわって、登録出ていないようですけど、実態はどうなんですか、というような個別の訪問などをさせていただいて、実際の実数が判明してくるということかだと思います。

【委員】

規模感が、ちょっと共有できたらなと思ったんですけど。

【委員長】

あとは、ちょっとベッド数とかね、割合もいろいろとあると思いますけど。

【事務局】

すいません。追加で、この旅館・ホテルの 98 件のうち、旅館協同組合加盟件数が 66 件というような状況でございますので、それを補足させていただきます。

【委員長】

その 66 件は、全部入湯税を払っているんですか。

【委員】

そうです。

【事務局】

入湯税を払っていて、かつ旅館協同組合に加盟している旅館ということです。

【委員長】

そうじゃない所もあるということですか。

【委員】

いや、全部払っています。温泉がない所はないです。

【委員長】

分かりました。

民泊のパトロールは、これはやらなくてはいけないんで。

一応、エアB&Bさんとか、民泊のバケーションレンタルのサイトに登録されている実態と、それから現状で、よく通報していただいたりですとか、どうもあそこの〇〇がやっているらしいみたいな、ということで、民泊から取るときには、一応パトロールみたいのをやるんで、その人件費とかも入れたりするようです。

【事務局】

すいません、事務局から補足で説明になります。

入湯税を納めていただいている登録事業者さんの数は、88件になっております。

ですので、入湯税を納めていただいている所は、差し引いて宿泊税という形になりますと、154件のうち88件が、その部分で変わってくるというようなところでございます。

【委員長】

残りの22件が組合に入っていない温泉旅館があるってということですか。

【委員】

今のは民泊も含んでいるんですか。

【事務局】

全て含めて、入湯税の登録事業者が88件ということです。

【委員】

旅館営業でなく、温泉もない所はその他。

【委員長】

民泊でも入湯税を払っているところはあるんですか。あまりないでしょ。

実態はちょっと分かりました。

いずれにしても入湯税の取り扱いは、ちょっとまだということで良いですね。

これも地域によってなので、温泉地じゃないけど福岡が元々 5 千万円くらい入湯税があったんですけど、一応 150 円を 50 円一律にしたりとかしたところもあるし、完全に撤廃したところは、まだないようですけれども、それはもう自治事情ですので、そのまま取るのか、減額するのか、または入湯税をお支払いになっている旅館に関しては免税にするのか、いろいろと選択肢があるような気がします。

【委員】

ちょっといいですか。町に教えてほしいんですけど。

シェネガってホテルあるじゃない、あそこは入湯税払ってない。

あそこ温泉じゃない。

【事務局】

温泉です。

【委員長】

源泉から引いてなくて、タンクローリーで持ってきて入れているところも、入湯税の対象なんですよ。

【事務局】

そうです。

【委員長】

では、制度のところで、何か懸念点とか他にないでしょうか。

【委員】

ちょっと別の観点になるんですけど、資料や事務局からの説明を聞いて、非常に納得性とか事務局のプロセス自体が非常に丁寧にされているのを感じました。先行自治体を調べ、どんな選択肢があって、どんなメリット・デメリットがあり、シミュレーションもされていて、ということでしたので、ぜひこれをどういう判断で着地したのかということを経営的に、公開非公開は別として、まとめておくのが非常に大事ななと感じました。

どんな前提で、どんな選択肢があって、その中からどんな理由で選んだのか、今まさ

に現時点で分からないことに対して、どんな仮定を置いたのかということを記録しておくことが大事かなと思いました。

一つには、今日この場にいない方に、これから説得したりする場面において、今事務局さんがおっしゃったような説明だと、なんかフムフムという感じで一方的になりますので、その時に役立つと。

それから、もう一つは7ページの見直しの時です。3年後もしくは5年後に見直す際に、状況変化で3年後の時点で、どこまで議論を戻せば良いのかっていうときに、その段階的なものを見直すのか、いや段階的なものはOKで、金額だけ見直しなんだとか、どこからやり直すのかっていうような場面が恐らく3年後に来ると思うので、その時に3年前の現在ですね、我々はどんな前提で、どんな選択肢を、どんな理由でチョイスしたのかということを記録しておくことが重要かなと思います。

あと、もう一つデータをですね。しっかりと施策を打つ前から取っておいて、一応分析を、3年後何かデータを元にまた検討すると思うんですけども、政策の効果検証的には、施策を打つ前から、追跡的にデータをとらえておくということと、それを何かと何かに比較するということが極めて大事になりますので、今回対象外になる事業者が、もし発生したとしてもですね。それはそれでデータを追いかけておくと、宿泊税を導入したことによる効果というのが、定量的に分析は可能になりますので、3年後の見直しに向けてデータの整備をしておくというのも一つあるのかなと思いました。

【委員長】

議論のプロセスは、この後も出てきますが、報告書を作るわけですから、この議論のプロセスをですね。それを公開するわけですね。

【事務局】

公開し、また町、町長への提出といった形にしたいと思っております。

【委員長】

どの程度精緻な報告書になるかというのはありますけれど、一応議論プロセスはしっかり明確にして、この結論に至ったんだというのを報告書にしっかり残す、ただ報告書を公開しても、「俺は聞いてない」という人は絶対出てくるんで、特に宿泊事業者の皆さんに関しては、個別の説明会なりを進めることになると思います。

あと住民からも取るということになるので、これはパブコメをかけるんですか。

パブリックコメントをかけて、ご意見をいただくということが良いんじゃないかということですね。

あと、見直しの件はですね、私も福岡も3年たったんで見直しの委員会の委員長をさせていただいたんですけども、基本は制度設計であって、使途が正しいかどうかとい

う検証ですね。まず、それをしっかり3年たってやるのと、あと、根本的に宿泊税をこのまま継続するのか、しないのかという、結論的には、福岡とか北九州は継続しましょうとなっていますが、あとは、この制度がもう少し上げたほうが良いんじゃないのかとか、下げたほうが良いんじゃないのかとかという、制度に関しての議論ということになります。

ただ、あまり変えると混乱するんで、例えば今回話題になっている京都みたいに、もうとてもじゃないけど税収が追いつかないということで、人が多すぎて、ごみ処理とかも含めて、だから上げる議論になりましたですね。この間、大阪も免税点を7千円だったのを、5千円にしたりとか、ちょっと段階にして25億円だった税収が85億円になるんです来年から、万博の年にですね。

これも全部条例の改正なんで、見直しの委員会で議論して、宿泊税条例の改正が必要だったら議会で議論するというのを経ていくんで、例えば、この見直しの時の専門家の検討委員会が、このメンバーになるかは別として、そういうのが立ち上がるんじゃないでしょうかね。

なので、さっきのお話になった効果検証みたいなデータというお話もあったんですけど、施策がまだ全然これからの議論なんで、それによって何をウォッチして、どのデータを追いかけるんですかみたいな話なんでしょうかね。ありがとうございます。

【委員】

確認なんですけど、7ページの課税免除に4つ書いてあるんですけど、これは事務局としては、案のまま行きたいって感じですかね。

【事務局】

入湯税が、現行このような形になっておりますので、できるだけ合わせた形でと事務局では考えております。

【委員】

私は、これ賛成なんですけれども、なぜかという、熱海がこれを見ると、熱海もこういう免除をしていると、これが差が付いてしまうと、例えば修学旅行が来ました、泉は取らない、湯河原は取りますとなると、修学旅行ってみんな何百円の勝負をしているので、この200円、300円で向こうに流れちゃうということも多分あると思うんで、これは合わせたほうが良いかなと思いました。

【委員長】

ここは多分、線引きを、どこまでを修学旅行と捉えるのかとか、学校行事の問題がありますので、また申請書みたいなものを書くのかとか、いろいろと手続きがあるとは思

ます。

他の自治体では、熱海はこうしましたけれど、災害というのはもちろんあると思うんですが、なるべくこれを簡素にしたいという意見が多いんで、修学旅行を含めていただいて、その分別のインセンティブを出すという判断をしている自治体も結構ありますんで、熱海は修学旅行は免税しましょうということでしたけれど、この後宿泊事業者さんの徴収側がですね、あんまりいろいろとやられると計算がややこしいと、一旦全員から取って、それ以外でちゃんと修学旅行生に対しては別途宿泊補助を出すとかのほうが、宿泊施設さんとしては良いんじゃないかという意見を持っているエリアも多いですから、これはちょっとまた、一応町としては、アンケートにも確かに入湯税と同じようにしたほうが良いという意見もあったと思いますので、そこもぜひご意見を伺いたい。

【委員】

個人的な印象ですけども、現状入湯税を取っている施設は、同じ基準がやりやすいと思います。現状入湯税を取っていない民泊等は、多分一律のほうがやりやすいんじゃないかなというのが、個人的な印象です。

【委員長】

民泊の場合は、あまり修学旅行はないかなという感じですがね。

【委員】

すいません、純粋な質問なんですけど、「その他教育上の見地からが行われる行事」と書いてあるんですけど、会社がやる宿泊研修ですとか、大学のゼミ合宿ですとか、そういうのはどうなんですか。TKPさんは、結構詳しいと思うんですが、それも対象に。

【委員長】

これも決めの問題なんで、どこまで広げるかっていうのは。

【委員】

今、入湯税は取られているんですか。

【委員】

今は、まだで、このリニューアルオープンから取る予定になっています。

【委員】

温泉なかったんですか。

【委員】

なかったです。ですので、ここから一般客取るところからスタートするので、組合さんにも加入しようかなと考えております。

【委員】

会社の研修を入れても、やっぱり入湯税を取る感じですか。

【委員】

入湯税は、他の熱海の施設とか、箱根の施設とかでも。

【委員長】

一応ですね、他の自治体で参考までに言いますと、「学校教育法で規定する教育機関のうち大学、専門学校を除いた学校の修学旅行や研修旅行などの学校行事で宿泊するものが課税免除の対象となります」と明言している所はいくつかありますので、これ文言が入ると思いますよ、「学校教育法で規定する」というね。大学とか専門学校は除きますとなっていますからね。ちょっと入湯税の制度の部分になってしまいますけどね。

ちなみに熱海は、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に通う児童、生徒又は学生とその引率者」みたいに書いていましたね。

また、改めて、段階にするのは良いよと、あとは入湯税の扱いをどうするかは、まだちょっと継続議論と、それから課税免除については、おおむね良いんじゃないかという話もあるんですけども、熱海と合わせるのが適当ではないかということですよね。

ありがとうございます。という感じで、どうですかね。一旦大丈夫そうですか。

疑問は払拭されましたかね。また何かありましたらお願いします。

(3) 湯河原町宿泊税検討委員会報告書について

【委員長】

先ほど、委員からも話がありました議論のプロセスという意味では、次の議題にまいりますけれども、報告書についてですね。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

…資料No.3に基づき説明。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

一応プロセスは、今の資料の中にもあったとおりでございます。

このスケジュールを含めてですね、内容についてもご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】

さっき 10%くらいっていうのがあって、もう一回流すことはできるんですか。

【事務局】

もう一度、同じ照会をさせていただくことは可能でございます。

【委員】

もう一回流しても良いんじゃないかと思います。

【事務局】

それでは、またご協力依頼のほうをさせていただきまして、その集計結果につきまして、次の検討委員会のほうにお示しをさせていただければと思います。

【委員】

組合も回答してくれと、言わなきゃいけないですもんね。

【委員長】

そうですね。なるべく多くの声が入った結果が出たほうが良いですね。

スケジュールは、もう一回3月下旬に最後のということになりますね。

この後、町長報告をした後に、制度設計に関して案作成があって、条例の案が出来上がってというところで、これは時期的にはどうなりますかね。

【事務局】

4月に湯河原町としての条例などを含めた制度案を作成し、パブリックコメントを4月頃に実施できればと考えておりまして、条例上程は6月の定例会でお示しをできればというふうに考えてございます。

【委員長】

となれば、早ければ来年の1月1日からって感じですか。

【事務局】

当初の予定としましては、令和8年の4月から開始できればと思っております。

【委員長】

総務省でも4・5か月かかりますか。

【事務局】

3か月程度というような、お時間をいただいております。

【委員長】

令和8年の4月から導入したいということでございます。

第3回が3月までなんで、特にさっきの書面的なものとか、議事録に正確に残したほうが良いと思いますので、先ほど話したやつは数字とか。

あとは、さっきも申し上げましたけれど、パブリックコメントをかける前に、宿泊施設さんに対しては、なんか説明会をしたほうが良いんじゃないでしょうかね。

パブリックコメントが荒れないようにしたほうが良いんじゃないかと。必ず、結構変なこと書いてくる人がいますんでね。特に事業者さんには理解を求めて、全員が賛成するかは分かりませんが、できれば3月の下旬にこれが終わって、まとまってパブコメにかけるまでの、4月上旬くらいにそういう場を組合さんのほうで設けられたらどうでしょうか。

【事務局】

委員長がおっしゃられたような形で説明会必要なのかなと考えてございますので、検討のほうをさせていただきたいと思います。

【委員】

どこでも頓挫してしまう理由は、組合の入湯税に対する思いがあるからで、町の考え方をしっかり聞いておかないと、多分、3回目に入る前に町はどういう考えで入湯税とこの宿泊税の配分を考えていらっしゃるのか、それを聞かないと旅館側からすると、なかなか、よし一緒にやろうというふうにならないと、困っちゃうと思うんですよね。

このまま3回目まで入られて、見たときお互いに思惑と違うとなると、この話がぶち壊れちゃうと思うので、スケジュール感はよく分かるのですが、その辺に関してしっかりと協議をしていただくような場を設けていただくことが、一番望ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

もう今、一番大事なご指摘で、一応まだ制度設計の話までしかいってないんで、一番大事なのは使途ですよ。

で、これを今のところシミュレーション上は1億8千万円で、プラス今まで予定していた観光の予算、それがまるまるオンされるってことはないと思うんですけど、その一部をまたオンしていただいて、観光予算が例えば総額、分からないですけど、2億ちょっととか仮になった時の、どんなことをやるのかっていう素案については、どんなふうに検討して、こちらの委員に議論するタイミングはあるのか、次の3回目であるのかっていう、ここはどうですか。

【事務局】

やはり使途の部分というのが重要になってくると思いますので、なかなか現状詰めきれていない部分というのはございますが、やはりそこというのは、観光事業者さんと詰めていく部分が大事だと思いますので、ちょっと事前の打ち合わせというか、そういう場を設けさせていただきたいなとは考えていたところでございます。

【委員長】

これもですね、お金があるから何に使おうというのは、本来違うんで、今湯河原が抱えている課題をちゃんと積み上げて、その上で足らざる部分が宿泊税でちゃんとカバーできるのかという丁寧な議論が必要になるというような感じで、1億8千万円って多いようで少ないんでね。やらないといけないことは多分山ほどあると思うんでね、湯河原で解決しないといけない問題とかね。

ですので、ちょっとそこは、観光協会さんとか、宿泊関係者の皆さんとも、ちょっと別の議論をしていただいて、素案を作って、できれば本当はこのタイミングで一回叩いたほうが良かったですけど、まだそこまで追い付いていないようですから、できればせめて第3回のところで、何かしらの案が出たほうが良いかなという気がしますけど、ちょっと準備をしていただけると良いと思います。

【委員】

そうすると、この3回目で終わりたいものが良いのかということになってくると思うんですけど、そこで終結してしまっって、その後に議論することは、良い話ではないと思うので、その部分をしっかりと協議する場を設けていただけたほうがありがたいと思うのですが。

【事務局】

できましたらということで、町としましては、できるだけ早くの導入を考えているところなんですけど、その辺の部分もございますので、ちょっとスケジュール的にきつくなってしまうかもしれないんですけど、当初の第1回の委員会の時に若干お示ししたスケジュールの中で3月・4月に当委員会をという予定もございましたので、そういった

中で調整できればなと考えております。

【委員長】

では、今3回までとなっていますけど、ちょっともう一回くらいはやらざるを得ない感じですかね。使途の問題が明確になっていないのでね。

そこは、また別途設定ということも、皆様のご了解がいただけるのであれば、その方向でという感じですかね。

【委員】

4回、5回、何度でも。

【委員長】

そこは、議論が煮詰まらなかったら、ちょっと町長の思惑もあるんでしょうけども、若干後ろ倒しに、令和8年4月導入というのを目標として、多少のずれは問題なさそうな気がしますけども、議会に提案するタイミングとかもあるでしょうから、そことの相談で、あと一回は最低でもやって、あとは平場で少し関係者ヒアリングをされたほうが良いかもしれないですけどね。

【委員】

それには町の考え方が大枠出てこないと、我々組合、協会から進言するのもいかなもんかと思いますし、ある程度町の内情も我々は把握をしながら、協力していくべきだと思っていますので、それをお願いしておきます。

【委員長】

少し他の導入事例の施策も、まとまって出ていますので、それもちょうと、私の材料を持っていますけど、共有することもできますし、いろいろ情報発信、インフラ整備、人材育成とか、あと宿泊施設さんの支援とか。

そういった、まず大項目を作っていただいて、そこに他の地域ではこういうことに使っていますねとか、結構住民向けのインナーマーケティングっていうか、そういうことも大事だし、場合によっては観光教育的なものもいるかもしれませんし、いろんな事情にあわせて、今までやりたくても、できなかったこと、いろいろとあると思いますから、そういうのも踏まえて、まず、ちょっとたたき台を一回町で作ってもらって、それでまた、もんでみるという感じですかね。

ということで、報告書の中身は、ちょっと出てこないとこれはということも言えないので、スケジュールを一応確認させてもらいましたということでございます。

6 その他

【委員長】

では、一旦議題のほうは以上なんです、あと皆さんでこれはどうしても言っておきたいということがありましたら、お願いしたいと思います。

【委員】

我々二人は、湯河原町商工会を代表してお邪魔しておりまして、やはり、これは宿泊者様を受け入れていただく皆さんには、いろいろと手間をおかけいただくわけですが、やはり町全体として、湯河原町が魅力のあるような町になるように、商工含めて盛り上げていきたいと思いますので、その辺、よろしくお願いします。

【委員長】

宿泊施設さんの経営を、側面的にお支えをするところもあるでしょうし、非常に宿泊税を導入されるというのは、宿泊施設さんが一民間企業という役割ではなくて、非常に公共性の高い、税収に直結するような非常に極めて重要な役割を果たされるっていうことになるんで、ある意味宿泊施設さんが町のためにも、ものすごく重要になってくるということですね。

そこで、なるべくご負担をかけないようにしなければいけないという、その折衷案ということになると思います。

おおむね方向性はすり合っていると思いますんで、あとは細かいところを詰めて、皆さんにご了解いただいたんで、1回でも2回でも詰まるまでやっていいよということですので、町のスケジュール、議会のスケジュールと合わせて、決めていきたいと思います。

では、一旦以上ということで、事務局のほうにお戻しします。

4 閉 会

【事務局】

皆さん、ありがとうございました。

次回の予定は、これから、後日ですね、調整させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

本当に、今日はいろいろと活発なご議論をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見を、第3回のほうに向けて施策のほうまとめさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、本当にお忙しい中、ありがとうございました。

以上